

根拠省令と条例案との関連イメージ（障害関係）

【別添資料2】

根拠となる省令

条例案

【省令第171号】
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

<介護給付>
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護(CH)

<訓練等給付>
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(GH)、多機能型

【省令第174号】
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

<介護給付>
療養介護、生活介護

<訓練等給付>
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、多機能型

【省令第172号】
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

指定障害者支援施設

【省令第177号】
障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

障害者支援施設

【省令第175号】
障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

<地域生活支援事業>
地域活動支援センター

【省令第176号】
障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準

<地域生活支援事業>
福祉ホーム

【省令第15号】
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

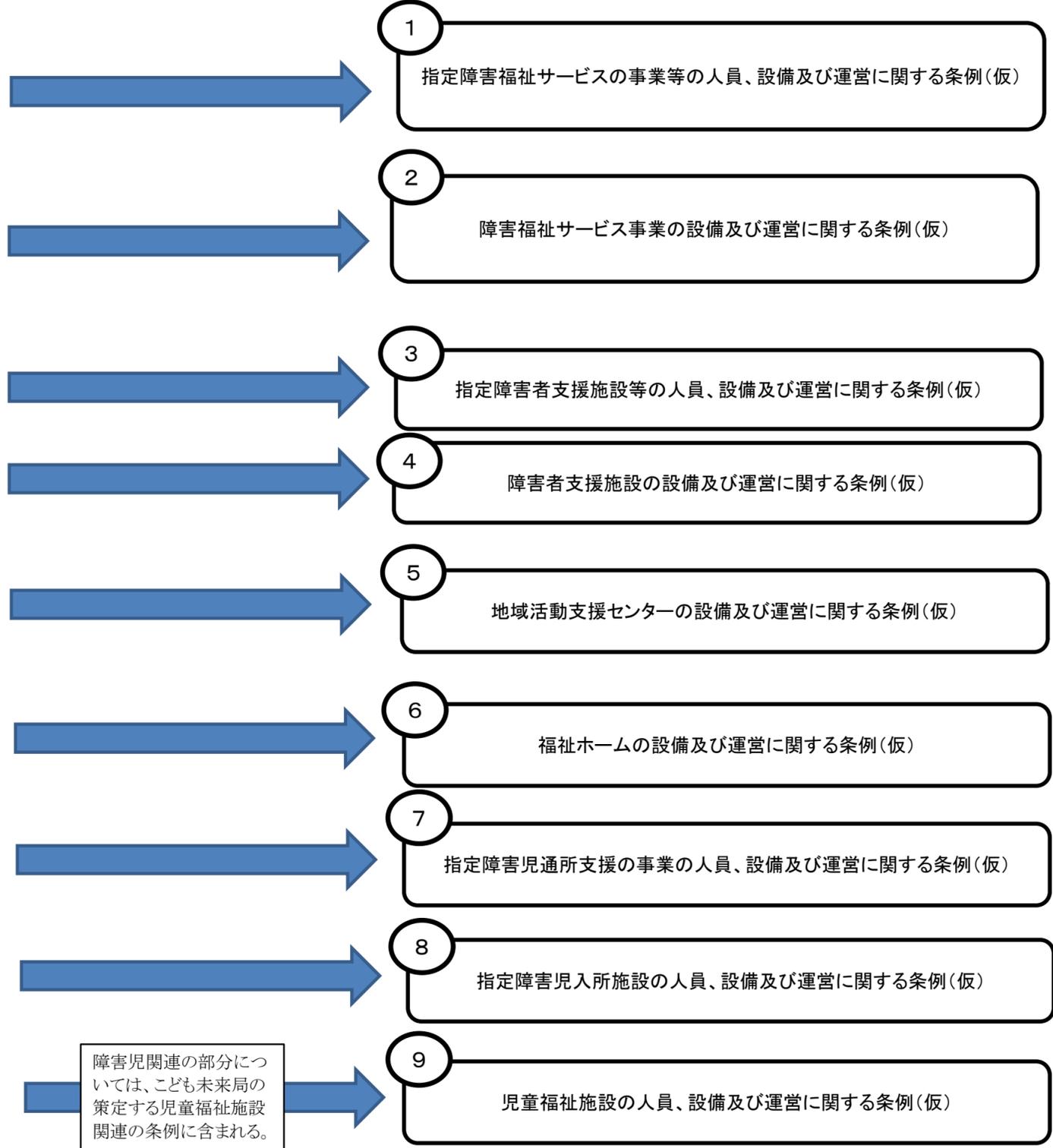
指定障害児通所支援

【省令第16号】
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

指定障害児入所施設

【省令第63号】
児童福祉施設最低基準

児童福祉施設



※省令第171号と第174号について

省令第171号と第174号については、一部規定するサービスが重なりますが、第171号は指定を受けた障害福祉サービスに限り規定するが、第174号は指定を受けたものに限らないことや、根拠となる法律の条文が違う(省令第171号は障害者自立支援法第43条、第174号は障害者自立支援法第80条)ことから、別々に条例を定めることとします。

なお、省令第174号については、根拠法令となる障害者自立支援法80条において「障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。）」について条例を定めなければならない。」とされているため、居宅系のサービスは対象外となります。

※省令第172号と省令第177号について

省令第172号と第177号については、ともに障害者支援施設に関する基準を定めていますが、第172号は指定を受けた障害福祉サービスに限り規定するが、第177号は指定を受けたものに限らないことや、根拠となる法律の条文が違う(省令第172号は障害者自立支援法第44条、第177号は障害者自立支援法第84条)ことから、別々に条例を定めることとします。

※申請者の資格基準について

上記省令の他、障害者自立支援法施行規則と児童福祉法施行規則において、申請者の資格基準(法人であること)を定めていますが、該当条文が各1条だけであるため、上記条例案のうち①、③、⑦及び⑧に含めて条例化する予定です。